

飼い犬、飼い猫の

迷子対策を!!

飼っている犬や猫の安全を守るのは飼い主の責任です。不注意やアクシデントによる迷子や、猫の放し飼いによる交通事故・感染症等のリスクを防ぐための対策をとりましょう。

犬

- ・鑑札と注射済票を装着させましょう（法律で義務付けられています）
- ・首輪がゆるくなっていないか確認しましょう
- ・首輪、リード、鎖、係留する支柱等の状態を確認しましょう

※放し飼い、放し散歩は大阪府の条例で禁止されています

猫

- ・名札等で所有者がわかるようにしましょう
- ・屋内で飼いましょう ・不妊去勢手術をしましょう

雷雨や花火に
要注意!!

大きな音に驚いてパニックになり、ペットが外に逃げてしまう事例が多発しています。上記の対策に加え、天気予報や行事予定に注意し、ドアの開閉に注意する、屋外飼育の場合は玄関に入れる等の対策を取りましょう。

高槻市内で飼い犬・飼い猫を逃がしてしまったら…

- ・まずは保健所と警察にご連絡ください

高槻市保健所 (保健衛生課)	電話:072-661-9331 月～金曜日(祝日除く)8時45分～17時15分
高槻警察署 (会計課)	電話:072-672-1234(代表) 月～金曜日(祝日除く)9時～17時45分

- ・行動範囲が市外に及ぶ可能性がある場合は、近隣自治体にもご連絡ください

管轄地域	担当部署	お問い合わせ先
島本町、茨木市、 摂津市 等	大阪府動物愛護管理センター 箕面支所	072-727-5223
枚方市	枚方市保健所 保健衛生課	072-807-7624
大山崎町 等	京都府 乙訓保健所	075-933-1151
亀岡市 等	京都府 南丹保健所	0771-62-4751

※各自治体の業務時間については各自ご確認ください。